

役員等報酬規程

社会福祉法人 北海道友愛福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、社会福祉法人北海道友愛福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下〔役員等〕という。）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬総額)

第2条 役員等の報酬総額は、前会計年度決算における法人単位事業活動計算書のサービス活動収益の1パーセント以内の額とする。

(報酬)

第3条 法人の役員等が理事会又は評議員会等に出席したときは、次の各号に定める報酬を支給する。

ただし、同日中に理事会又は評議員会等に複数回出席したときは1日とみなす。

- | | | |
|------------|-------|---------|
| (1) 理事及び監事 | 1日につき | 15,000円 |
| (2) 評議員 | 1日につき | 15,000円 |
- 2 法人の職員を兼務する役員に次の各号に定める報酬を支給する。
- | | | |
|------------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 100,000円 |
| (2) 常務理事 | 月額 | 100,000円 |
| (3) 業務執行理事 | 月額 | 30,000円 |
| (4) 理事 | 月額 | 20,000円 |
- 3 法人の職員を兼務する役員には第1項に規定する報酬は、支給しない。

(旅費)

第4条 役員等の旅費は、旅費規程に準じて支給する。

(慰労金)

第5条 役員等が退任したときは、慰労金を支給する。

- 2 慰労金の額は、役員等の在職年数に10,000円（税別）を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員等としての法人に対する貢献度、活動実績等を勘案して慰労金を増額することができる。ただし、この場合の慰労金の額は、1人につき3,000,000円（税別）を限度とする。
- 4 前項の規定により慰労金を増額して支給するときは、理事については理事会に、評議

員及び監事については評議員会に諮ってこれを定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 役員等報酬規程（平成29年3月31日施行）は、廃止する。
- 3 この規則は、平成31年3月26日から施行する。